◆知っていますか?ネット通販のルール◆

フリマサービスを含む



ネット通販、何を見て買いますか?



安い、お得だと価格だけ見て決めていませんか?



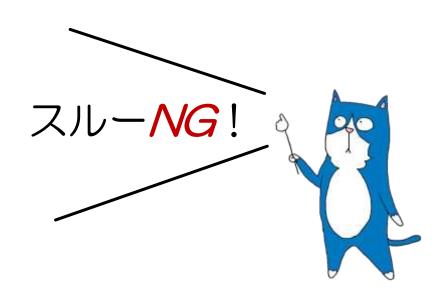
1回だけのお試しのつもりが定期購入に





注文する時は、ここを必ず確認!

- 代金はいくらなのか?いつ、どのように払うのか?
- 送料はかかるのか?
- 商品はいつ届くのか? 返品はできるのか?
- 注文先のサイト名(事業者名)の記載はあるか?
- 注文先の住所、電話番号(メールアドレス)、責任者名の記載はあるか?
- 何か特別な条件はないか? (契約期間や回数など)



特定商取引法に基づく表記



- 販売価格、送料
- 代金の支払い時期、支払い方法
- 商品引き渡し時期
- 返品条件
- 事業者名称、住所、電話番号
- 責任者名
- ■申し込みの有効期限
- その他の負担する内容、金額

ここを見よう!

- 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の 責任についての定め
- ソフトウエアに係る取引の場合の販売業者の 責任についての定め
- 2回以上継続する記載、金額、契約期間、 その他の販売条件
- 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件
- 請求により別途送付するカタログの金額
- 広告を送る場合の、事業者の電子メールアドレス

通信販売は簡単に返品できません!

- 通信販売では、クーリング・オフはできません。
 通信販売は、自らの意思で商品を選び、申し込むため、クーリング・オフ制度はありません。
- 業者によっては、「返品は一切受け付けません」もあります。業者が返品条件を決めていて、それに従うことになります。
- 通販サイトなどに返品条件の記載がない場合は、商品が届いてから
 8日間は消費者の送料負担で返品が出来ます。

ネット通販を利用する際の注意点

- ブランド品が極端に値引きされて販売している場合は、直営サイトに見せかけた偽サイトの可能性があります。
- 住所や電話番号がでたらめ、会社名が特定できないなど詐欺的サイトで被害にあってからの返金等は難しいので、信頼できるサイトか確認してから申し込みましょう。
- 支払方法が銀行振込のみで、振込先が個人名義の場合は注意しましょう。
- 商品が届いたら、壊れてないか、注文通りの商品が届いているか、すぐに中身を確認しましょう。時間がたってしまうと返品交換を受けてくれないことがあります。
- 契約内容の記録のため、**注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存**しましょう。

本物そっくり(本物サイトをコピーした)サイトもあります。 URLを確認、検索サイトで公式サイトを調べる、口コミや 「悪質な海外ウェブサイト一覧」消費者庁 などをチェックして、 被害にあわないようにしましょう。

偽サイトあるある。こんなショッピングサイトに注意!

画面自体を、大手通販サイトそっくりに作ってあることがあります。 URLに変な文字が入っていたら 疑って!

例: dyonson, ameizon 斌

住所や電話番号がでたらめ。 メールアドレスしか記載 していないケースも。 http://www.fakeshop.xxx.com

FKE.com ESSALE



【新发売】

世界が注目! 今期 大人気商品

メーカー希望小売価格

260,000円

15,000_円<

注文時の画面を スクリーショットして 保存しておこう!

通常使用されない字体

ハイブランド品が 極端な値引き

会社概要

FAKEショップ

【所在地】埼玉県さいたま市大宮区

【連絡先】fakeshop@uso.com 048-261-0000

- ◆支払方法
 - 銀行振込○ クレジットカード△ △銀行 XX支店 ・・・・・・
- ◆送料及び配送 送料はかかることを無くします。 3日か5日が到達の希望です。

支払方法が銀行振込のみ (見た目、選択肢はあっても 銀行振り込みしか選べない) 振込先が個人名義

不自然な日本語

フリマアプリ、利用したことありますか?



フリマサービスでのトラブル



利用規約等をしつかり確認し、取引のルールを守りましょう

確かに、

利用規約を読むのはとても面倒くさい。 でも、確認しないでトラブルになったら もっと面倒くさいことになるかもしれない。 特にフリマは知らない人と「売買」をする。 だからこそ、



利用規約をしっかり確認しよう



フリマサービス・オークションを利用する場合の注意点



解決は当事者間で

フリマサービスは個人間取引

- フリマサービスは個人間取引(購入者と出品者ともに消費者)です。解決は当事者間で図るよう求められます。
- 商品の到着前や商品に納得する前に「評価」すると、代金だけ 支払われて、出品者と連絡が取れなくなることがあります。
- トラブルにならないように、利用規約をよく読み、理解したうえで 取引を行いましょう。

2022年4月から「18歳で成年」になります

小遣いの範囲を超える額の契約には、

親権者の同意が要ります

- ◆ 未婚の17歳未満
- ◆ 親の承諾なし
- ◆ 年齢を偽って申告する ように指示された (自らウソを吐いた場合は×)



未成年者契約の取消し

未成年は取引の知識、 経験、判断力が未熟なので、 法で保護され、契約を 取り消すことができます



18歳~







契約に親権者の同意は不要です

- ◆ 高額商品、スマホ、賃貸住宅 なども自分の判断で契約できる
- ◆ クレジットカードを作れる
- ◆ ローンを組める



学生、18歳になりたてでも、 未成年契約の取消しはできません。 悪質な業者は、この新成人の 「経験が浅いのに契約はできる。 でも、解約はしにくい」状況を狙って勧 誘してきます!

※クーリング・オフの主張や法律相談などの解決策はあります。

消費生活センターに相談しよう



または、埼玉県消費生活支援センターへ

優しい相談員が丁寧に対応します

困ったら一人で悩まず、まず相談!!

直通TEL

048-261-0999 (川口)

048-524-0999 (熊谷)